

# 京都府立北嵯峨高等学校【部活動に係る活動方針】について

京都府立北嵯峨高等学校

## 1 学校教育目標

「独創質実」の校是のもと、「人を育て心を育む」教育の実践をめざす

## 2 活動方針

- 生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや芸術文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。
- 学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教職員等の指導のもと、保護者の理解と協力、地域の人々や各種団体との連携など学校と保護者・地域が共に生徒の健全な成長を支援する。
- 「競技力・表現力の向上」、「レクリエーション志向」、「健康志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、生徒一人ひとりが輝ける場を設けることで心身の調和がとれた発達を促す。

## 3 練習時間・休養日の設定等

「スポーツ科学コース」を設置する、本校の特色や校内施設状況、地域や学校の実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

### ○練習時間・休養日について

- (1) 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し、各部の特性や天候・季節などを考慮しながら設定する。
- (2) 合理的かつ効率的・効果的な練習を行い、原則として平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、大会やコンクール、発表会、施設等状況に応じて、土・日曜日及び午前・午後の連続した活動も認める。
- (3) 長期休業中の練習については、別途定める。
- (4) 週当たり1回以上休養日を設定する。

### ○活動計画（年間・月間）等について

- (1) 活動計画については、学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活を生徒がバランスよく行えるよう、練習や大会、コンクール・発表会等への参加を計画的に設定、管理する。
- (2) 部活動の活動方針及び活動計画においては、年間行事をふまえ長・中・短期的目標を立案し、練習や大会、コンクール・発表会、イベント等を含め、年間・月間の活動計画表を作成し、校長の許可を得て活動する。
- (3) 活動計画の内容や変更については、できる限り事前に、所属生徒やその保護者に対して書面等で示すようにする。

### ○大会、コンクール等の参加について

- (1) 部活動として参加する大会・コンクール等は、高体連・高野連・高文連主催、共催、後援のものとする。その他の大会・コンクール等については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

#### 4 指導の在り方について

##### ○適切な指導

- (1) 部活動顧問は経験の有無にかかわらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」などの研鑽に励み、成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷等を予防するとともに、常に自らの指導力向上に努める。
- (2) 生徒のスポーツや芸術文化、科学等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けるよう努める。

##### ○体罰、ハラスメント、不祥事等の防止について

- (1) 部活動顧問は、いかなる理由があろうとも体罰等は決してゆるされるものではない認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。
- (2) 部活動顧問と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合もあり、部活動顧問の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを常に意識する。
- (3) 部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得るとともに、その取扱いについては、細心の注意を払う。

##### ○保護者の理解と協力

- (1) 部活動顧問は保護者会等を通じて、顧問としての指導に関する基本方針・練習（遠征・合宿等を含む）計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者の理解と協力を得られるように努める。

#### 5 安全管理と事故防止について

##### ○安全管理

- (1) 生徒個々のスキルやフィジカルの習得状況、精神面の発達段階に留意しながら効果的かつ計画的な指導を実施する。
- (2) 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。

##### ○事故防止

- (1) 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士および器具等の接触・衝突の回避を図り、球技等では防球ネットを配置するなど、安全対策を講じる。
- (2) 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制（危機管理体制）の確認や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、複数の教職員による迅速かつ適切な対応を講じる。
- (3) 熱中症の予防や環境条件（気温・湿度落雷・突風など急激な天候の変化等）に応じた適切な判断と指導に努める。

##### ○部活動顧問会議

- (1) 部活動全般に関する事項の検討と連絡・調整及び運営上の諸問題を検討するとともに各部活動顧問において共通理解を持って指導できる体制を構築する。